

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 行政局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 80

告

示

目次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（情報政策課）	44
○家畜伝染病検査の命令（3件）.....（畜産振興課）	45
○農地法第37条の規定に基づく農地中間管理権の設定に関する裁定の申請（農地調整課）	48
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	49
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	49
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（維持管理防災課）	49
○土砂災害警戒区域の解除.....（維持管理防災課）	49
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除.....（維持管理防災課）	51
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	52
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	59
○石狩湾新港地域公共下水道の一部の供用及び下水の処理の開始.....（都市環境課）	70
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	71
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....	71
道企業局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	74
道立病院局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示及び特定調達契約に係る入札の公告の廃止.....	74
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	74
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....	75
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	77
○特定調達契約に係る入札の公告.....	78
道立近代美術館告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	79
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	79

北海道告示第180号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月12日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - パーソナルコンピュータ 一式 313台分
 - パーソナルコンピュータ 一式 1台分
- 落札を決定した日
令和3年2月4日
- 落札者の氏名及び住所
 - ア 氏 名 大丸株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
 - ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- 落札金額
 - 46,446,070円
 - 174,240円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和3年1月8日付け北海道告示第8号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
 - 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第181号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月12日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 7台分

- (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 32台分
 (3) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分

2 落札を決定した日

令和3年2月4日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(2)

ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

(2) 1の(3)

ア 氏 名 大丸株式会社

イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

(1) 16,940円

(2) 92,224円

(3) 9,878円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年1月8日付け北海道告示第9号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第182号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

令和3年3月12日

北海道知事 鈴木直道

1 牛のヨーネ病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

芦 別 市 令和3年4月1日から同年6月30日まで

砂 川 市 同

江 別 市 令和3年5月6日から同年7月30日まで

小 樽 市 令和3年4月1日から同年6月30日まで

島 牧 村 同

寿 都 町 同

余 市 町 同

赤 井 川 村 同

室 蘭 市 令和3年4月1日から同年6月4日まで

登 別 市 同

む か わ 町 同

平 取 町 令和3年9月1日から同年12月17日まで

函 館 市 令和3年5月17日から同年7月30日まで

知 内 町 令和3年4月1日から同年5月28日まで

木 古 内 町 同

旭 川 市 令和3年4月5日から同年7月30日まで

比 布 町 同

上 富 良 野 町 同

幌 加 内 町 令和3年7月5日から同年9月30日まで

紋 別 市 令和3年8月2日から同年12月28日まで

大 空 町 令和3年4月1日から同年9月30日まで

斜 里 町 令和3年4月1日から同年6月30日まで

置 戸 町 令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

佐 呂 間 町 令和3年7月1日から同年12月28日まで

遠 軽 町 令和3年4月1日から同年12月28日まで

新 得 町 令和3年5月10日から同年7月23日まで

清 水 町 令和3年5月6日から同年7月30日まで

芽 室 町 令和3年6月14日から同年8月27日まで

中 札 内 村 令和3年5月31日から同年8月6日まで

更 別 村 令和3年6月28日から同年9月10日まで

大 樹 町 令和3年4月1日から同年6月4日まで

厚 岸 町 令和3年8月1日から令和4年3月31日まで

浜 中 町 令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

根 室 市 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

別 海 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2 牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

芦 別 市 令和3年4月1日から同年6月30日まで

千 歳 市 令和3年5月6日から同年6月30日まで

石 狩 市 同

小 樽 市 令和3年4月1日から同年6月30日まで

島 牧 村 同

寿 都 町 同

余 市 町 同

赤 井 川 村 同

苫 小 牧 市 令和3年4月1日から同年6月4日まで

平 取 町 令和3年9月1日から同年12月17日まで

函 館 市 令和3年5月17日から同年7月30日まで

知 内 町 令和3年4月1日から同年5月28日まで

木 古 内 町 同

鹿 部 町 同

旭 川 市 令和3年4月5日から同年7月30日まで

比 布 町 同

上 富 良 野 町 同

幌 加 内 町 令和3年7月5日から同年9月30日まで

初 山 別 村 令和3年5月6日から同年6月30日まで

紋 別 市 令和3年8月2日から同年12月28日まで

斜 里 町 令和3年4月1日から同年6月30日まで

置 戸 町 令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

佐 呂 間 町 令和3年7月1日から同年12月28日まで

遠 軽 町 令和3年4月1日から同年12月28日まで

大 樹 町 令和3年4月1日から同年6月4日まで

厚 岸 町 令和3年8月1日から令和4年3月31日まで

浜 中 町 令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

根 室 市 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

別 海 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

3 牛のヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

小 樽 市 令和3年4月1日から同年6月30日まで

島 牧 村 同

寿 都 町 同

余 市 町 同

赤 井 川 村 同

旭 川 市 令和3年4月5日から同年7月30日まで

比 布 町 同

上 富 良 野 町 同

幌 加 内 町 令和3年7月5日から同年9月30日まで

厚 岸 町 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

浜 中 町 同

根 室 市 同

別 海 町 同

中 標 津 町 同

標 津 町 同
羅 臼 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

4 腐蛆^そ病

(1) 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

札 幌 市 令和3年4月1日から同年10月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼又は転飼されている全蜂群

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成28年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第183号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

令和3年3月12日

北海道知事 鈴木直道

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

北 海 道 一 円 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ただし、奥尻町、

羽幌町大字天売

及び大字焼尻、

利尻町、利尻富

士町並びに礼文

町を除く。

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定に基づく届出があった牛の死体又は家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が伝達性海綿状脳症を対象として指定した症状を呈したために同項の規定に基づく届出があった牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第184号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予察のための検査を受けることを命ずる。

令和3年3月12日

北海道知事 鈴木直道

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

北 海 道 一 円 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内的鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家さん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては飼養羽数が10羽以上の農場に限る。）で飼育される家さんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、血清抗体検査及びその他の必要な検査による。

北海道告示第185号

農地法（昭和27年法律第229号）第37条の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から農地中間管理権の設定に関する裁定の申請があったので、同法第38条第1項の規定に基づき公告する。

令和3年3月12日

北海道知事 鈴木直道

1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積、始期、存続期間、借賃・支払方法及び所有者等の住所・氏名

所在及び地番	地目	面積 (㎡)	始期	存続 期間	借賃 ・支払方法	所有者等の住 所・氏名
千歳市駒里1032-28	畑	694	令和3年 4月1日	5年	819,000円 ・指定口座 へ振込	東京都調布市 国領町4丁目 13番地30 101号 吉鷹 弘蔵
千歳市駒里1032-29	畑	5,207				
千歳市駒里1032-30	畑	3,322				
千歳市駒里1839-18	畑	134,662				
千歳市駒里1839-197	畑	2,526				
千歳市駒里2223-1の内	畑	28,004				
千歳市駒里2223-3	畑	22,389				
千歳市駒里2223-4	畑	28,653				
千歳市駒里2223-5	畑	22,288				
千歳市駒里2268-5	畑	4,066				
千歳市駒里2268-6	畑	8,924				
千歳市駒里2268-9	畑	2,043				
千歳市駒里2298-17	畑	1,309				
千歳市駒里2298-18	畑	472				
千歳市駒里2298-19	畑	10,095				
千歳市駒里2298-23	畑	16,160				
千歳市駒里2268-7	畑	26,162	令和3年 4月1日	5年	130,000円 ・指定口座 へ振込	東京都調布市 国領町4丁目 13番地30 101号 吉鷹 弘蔵 (持分2/3)

						苫小牧市桜木町1丁目22番8号 吉鷹 美枝 (持分1/3)
千歳市駒里2268-10	畑	17,791	令和3年 4月1日	5年	88,000円 ・指定口座 へ振込	東京都調布市 国領町4丁目 13番地30 101号 吉鷹 弘蔵 (持分1/2) 千歳市釜加94番地の12 森 弥生 (持分1/2)

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

中間管理事業を活用し、地域の担い手に貸付けを行う。

4 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和3年3月26日

(2) 提出先

北海道農政部農業経営局農地調整課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由

カ 意見の趣旨及びその理由
キ その他参考となるべき事項

北海道告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、江丹別土地改良区が管理する江丹別ダムに係る管理規程の変更を認可した。

令和3年3月12日

北海道知事 鈴木直道

認可した管理規程の概要
江丹別ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和3年3月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年3月12日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
中幌向	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
浜頓別	農業用道路、区画整理	北海道宗谷総合振興局

北海道告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

北海道知事 鈴木直道

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 道路の種類 | 道道 |
| 2 | 路線名 | 霞台森停車場線 |

3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
茅部郡森町字霞台113番1地先から 同郡森町字霞台111番1地先まで		前	15.63mから 36.01mまで	330.00m	—
		後	16.22mから 39.81mまで	330.00m	—

北海道告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次の土砂災害警戒区域について指定を解除する。

令和3年3月12日

北海道知事 鈴木直道

- | | | |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 1(1) | 土砂災害警戒区域の箇所番号 | 桜丘の沢（Ⅱ－31－0520） |
| (2) | 土砂災害警戒区域の表示 | 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） |
| (3) | 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 | 土石流 |
| 2(1) | 土砂災害警戒区域の箇所番号 | チカエツ沢川（Ⅱ－31－0530） |
| (2) | 土砂災害警戒区域の表示 | 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） |
| (3) | 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 | 土石流 |
| 3(1) | 土砂災害警戒区域の箇所番号 | チカエツ2の沢川（Ⅱ－31－0530－1） |
| (2) | 土砂災害警戒区域の表示 | 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） |
| (3) | 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 | 土石流 |
| 4(1) | 土砂災害警戒区域の箇所番号 | 本郷北の沢（Ⅲ－31－051） |
| (2) | 土砂災害警戒区域の表示 | 勇払郡厚真町字本郷（次の図のとおり） |
| (3) | 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 | |

土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留左の沢（Ⅱ－31－0810） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留左1の沢（Ⅱ－31－0820） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇隆支北1の沢（Ⅲ－31－084） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇隆支北2の沢（Ⅲ－31－085） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇隆支北3の沢（Ⅲ－31－086） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇隆右1の沢（Ⅲ－31－087） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバツス1の沢（Ⅲ－31－088） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバツス2の沢（Ⅲ－31－089） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバツス7の沢（Ⅲ－31－094） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバツス8の沢（Ⅲ－31－095） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留川右1の沢（Ⅲ－31－096） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留川右2の沢（Ⅲ－31－097） (2) 土砂災害警戒区域の表示
--	--

勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年3月12日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真吉野2（Ⅰ-3-12-1652）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字吉野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真吉野1（Ⅱ-3-15-1188）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字吉野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真桜丘3（Ⅱ-3-13-1186）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字桜丘、字朝日（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真朝日（Ⅱ-3-14-1187）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字桜丘、字朝日（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
宇来留左2の沢（Ⅱ-31-0800）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真宇隆3（Ⅱ-3-23-1196）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真宇隆4（Ⅲ-3-11-489）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月12日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
知決辺川右1の沢（Ⅲ－31－052）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡厚真町字幌里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
知決辺川右2の沢（Ⅲ－31－053）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡厚真町字幌里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
知決辺川右3の沢（Ⅲ－31－054）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡厚真町字幌里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
知決辺川右6の沢（Ⅲ－31－057）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡厚真町字幌里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
知決辺川右11の沢（Ⅲ－31－R013004）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡厚真町字幌里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
知決辺川左4の沢（Ⅲ－31－062）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡厚真町字桜丘、字幌里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
知決辺川左5の沢（Ⅲ－31－063）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡厚真町字桜丘、字幌里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
知決辺川左6の沢（Ⅲ－31－064）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡厚真町字幌里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
吉野北2の沢（Ⅲ－31－068）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡厚真町字富里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
吉野北3の沢（Ⅲ－31－069）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡厚真町字富里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
高丘東の沢（Ⅲ－31－070）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡厚真町字高丘、字富里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川右1の沢（Ⅲ－31－071） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川右4の沢（Ⅲ－31－074） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川右5の沢（Ⅲ－31－R013006） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川左1の沢（Ⅲ－31－075） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川左2の沢（Ⅲ－31－076） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川左3の沢（Ⅲ－31－077） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川左4の沢（Ⅲ－31－078） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川左5の沢（Ⅲ－31－079） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川左6の沢（Ⅲ－31－080） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川左7の沢（Ⅲ－31－081） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川左8の沢（Ⅲ－31－082） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバツス3の沢（Ⅲ－31－090） (2) 土砂災害警戒区域の表示
---	--

勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバツス6の沢（Ⅲ－31－093） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留川左4の沢（Ⅲ－31－105） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 軽舞川右2の沢（Ⅲ－31－110） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字軽舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 軽舞川左1の沢（Ⅲ－31－111） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字軽舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 軽舞川左2の沢（Ⅲ－31－112） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字軽舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 軽舞川左3の沢（Ⅲ－31－113）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字軽舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 軽舞川左5の沢（Ⅲ－31－115） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字軽舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 野安部川右2の沢（Ⅲ－31－118） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字豊丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 野安部川右3の沢（Ⅲ－31－119） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字豊丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 入鹿別川右1の沢（Ⅲ－31－122） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字鹿沼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 入鹿別川右2の沢（Ⅲ－31－123） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字鹿沼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
--	---

知決辺川下の沢（Ⅱ－31－0450） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 知決辺川中の沢（Ⅱ－31－0460） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 知決辺川上の沢（Ⅱ－31－0470） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 知決辺川２股沢（Ⅱ－31－0480） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌里、字桜丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ハビウ左の沢（Ⅱ－31－0560） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ハビウ左２の沢（Ⅱ－31－0570） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ハビウ左３の沢川（Ⅲ－31－R013007） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 学校の沢川（Ⅰ－31－0580） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 タキノサワ川（Ⅱ－31－0600） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字富里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 富里小沢（Ⅱ－31－0610） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字富里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 45(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 厚真石曲がりの沢（Ⅱ－31－0640） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 46(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌内沢（Ⅱ－31－0650） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

土石流 47(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌内学校沢（Ⅱ－31－0660） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 48(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 日高幌内川の沢（Ⅱ－31－0670） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 49(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌内1の沢（Ⅱ－31－0680） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 50(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 シエルク沢（Ⅱ－31－0690） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 51(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 富里の沢川（Ⅱ－31－0700） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字富里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 52(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 第四区1の沢（Ⅱ－31－0730） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 53(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 第四区2の沢（Ⅱ－31－0740） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 54(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川左股（Ⅱ－31－0760） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 55(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和川右股（Ⅱ－31－0770） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 56(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 入鹿別3の沢（Ⅱ－31－1000） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字鹿沼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 57(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌内（3－32－177） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 58(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東和地区（〈3〉－3－581－581－0004） (2) 土砂災害警戒区域の表示
--	--

勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 59(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜丘の沢（Ⅱ－31－0520） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 60(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 チカエツプ沢川（Ⅱ－31－0530） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 61(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 チカエツプ2の沢川（Ⅱ－31－0530－1） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 62(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本郷北の沢（Ⅲ－31－051） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字本郷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 63(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留左1の沢（Ⅱ－31－0820） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 64(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇隆支北2の沢（Ⅲ－31－085）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 65(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇隆支北3の沢（Ⅲ－31－086） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 66(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバツス1の沢（Ⅲ－31－088） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 67(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバツス2の沢（Ⅲ－31－089） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 68(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留川右1の沢（Ⅲ－31－096） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 69(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中斗満川（Ⅱ－84－0210） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字トマム南四線、字トマム南三線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 70(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
--	--

下斗満沢川（Ⅱ－84－0220） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字トマム、字トマム北三線、字トマム北二線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 71(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小利別一の沢（Ⅱ－84－0230） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字利別川上原野基線東、字利別川上原野基線西（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 72(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 分線駅の沢川（Ⅰ－84－0240） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字ウリキオナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 73(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 松浦の沢川（Ⅱ－84－0250） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別、字陸別原野分線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 74(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 発電所の沢川（Ⅰ－84－0260） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別、字陸別原野分線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 75(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 作集の沢川（Ⅱ－84－0280） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字鹿山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	76(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下陸別二の沢川（Ⅱ－84－0290） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 77(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ベンケケンベツ右の沢川（Ⅱ－84－0310） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字上利別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 78(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 下登良利の沢川（Ⅱ－84－0320） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字トラリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 79(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 恩根内（8－5－408） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字上利別、字上利別基線、字陸別原野基線、字トマム北三線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 80(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 川上（8－6－409） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字利別川上、字利別川上原野基線西（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 81(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 分線（8－7－410） (2) 土砂災害警戒区域の表示 足寄郡陸別町字利別川上、字利別川上原野基線東、字利別川上原野基線西（次の図
---	--

のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 82(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小川(1) (5-38-304) (2) 土砂災害警戒区域の表示 苫前郡苫前町字小川 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 83(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 九重(1) (5-69-476) (2) 土砂災害警戒区域の表示 苫前郡苫前町字九重 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 84(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 九重(2) (5-70-477) (2) 土砂災害警戒区域の表示 苫前郡苫前町字九重 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り (「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備えて縦覧に供する。) 北海道告示第192号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 令和3年3月12日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知決辺川右7の沢 (Ⅲ-31-058) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知決辺川右8の沢 (Ⅲ-31-R013001) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知決辺川右9の沢 (Ⅲ-31-R013002) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知決辺川右10の沢 (Ⅲ-31-R013003) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知決辺川左1の沢 (Ⅲ-31-059) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘、字幌里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	--

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 近悦府川右の沢（Ⅲ－31－R013005） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 吉野北1の沢（Ⅲ－31－067） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字富里、字桜丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 オバツス4の沢（Ⅲ－31－091） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 オバツス5の沢（Ⅲ－31－092） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 軽舞川右1の沢（Ⅲ－31－109） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	勇払郡厚真町字軽舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 軽舞川左4の沢（Ⅲ－31－114） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字軽舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 野安部川右1の沢（Ⅲ－31－117） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字豊丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 吉野の沢（Ⅱ－31－0550） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字富里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 高丘の沢（Ⅱ－31－0590） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
--	---

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 入鹿別の沢（Ⅱ－31－0980） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字鹿沼、字豊丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 入鹿別1の沢（Ⅱ－31－0990） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字鹿沼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真宇隆5（Ⅱ－3－R01－3001） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真豊丘1（Ⅲ－3－12－490） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字豊丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	厚真豊丘2（Ⅱ－3－16－1189） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字豊丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真豊丘3（Ⅲ－3－13－491） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字豊丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真豊丘4（Ⅱ－3－R01－3002） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字豊丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真鹿沼（Ⅱ－3－22－1195） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字鹿沼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真鹿沼2（Ⅱ－3－R01－3003） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字鹿沼（次の図のとおり）
--	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真幌里 1 (Ⅱ - 3 - R01 - 3004) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真幌里 2 (Ⅲ - 3 - R01 - 3005) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真幌里 3 (Ⅲ - 3 - R01 - 3006) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真桜丘 4 (Ⅱ - 3 - R01 - 3007) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真桜丘 5 (Ⅱ - 3 - R01 - 3008) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真桜丘 6 (Ⅱ - 3 - R01 - 3009) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真桜丘 7 (Ⅲ - 3 - R01 - 3010) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真桜丘 8 (Ⅲ - 3 - R01 - 3011) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真桜丘 9 (Ⅲ - 3 - R01 - 3012)
---	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真桜丘10（Ⅲ－3－R01－3013） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真富里（Ⅰ－3－R01－3031） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字富里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真富里1（Ⅱ－3－24－1197） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字富里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真富里2（Ⅱ－3－25－1198） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字富里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真富里3（Ⅱ－3－26－1199） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字富里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真富里4（Ⅱ－3－27－1200） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字富里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真富里5（Ⅱ－3－R01－3014） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字富里、字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真富里6（Ⅱ－3－R01－3015） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字富里、字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

- 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真富里7（Ⅲ－3－R01－3016）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字富里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真富里8（Ⅱ－3－R01－3017）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字富里、字桜丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真本郷1（Ⅱ－3－R01－3018）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字本郷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真本郷2（Ⅰ－3－R01－3019）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字本郷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真美里5（Ⅱ－3－R01－3020）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 勇払郡厚真町字美里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真美里6（Ⅲ－3－R01－3021）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字美里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真美里7（Ⅱ－3－R01－3022）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字美里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真美里8（Ⅲ－3－R01－3023）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字美里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真美里9（Ⅲ－3－R01－3024）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字美里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真新町3（Ⅱ－3－R01－3025） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町新町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真新町4（Ⅰ－3－R01－3026） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町新町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真新町5（Ⅱ－3－R01－3027） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町新町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真東和1（Ⅲ－3－6－484） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	厚真東和2（Ⅱ－3－17－1190） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真東和3（Ⅲ－3－7－485） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真東和4（Ⅲ－3－8－486） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真東和5（Ⅱ－3－18－1191） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真東和6（Ⅱ－3－19－1192） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和（次の図のとおり）
---	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真東和 7 (Ⅱ－3－20－1193) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真東和 8 (Ⅱ－3－21－1194) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真東和 9 (Ⅲ－3－R01－3028) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真東和10 (Ⅱ－3－R01－3029) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真東和11 (Ⅱ－3－R01－3030) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字東和 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真幌内 1 (Ⅱ－3－28－1201) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内、字富里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真幌内 2 (Ⅱ－3－29－1202) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真幌内 3 (Ⅱ－3－30－1203) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真幌内 4 (Ⅲ－3－14－492)
---	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真幌内 6（Ⅲ－3－R01－3032） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真幌内 7（Ⅲ－3－R01－3033） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真幌内 8（Ⅱ－3－R01－3034） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真幌内 9（Ⅲ－3－R01－3035） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真高丘 1（Ⅲ－3－R01－3036） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真高丘 2（Ⅲ－3－R01－3037） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真高丘 3（Ⅲ－3－R01－3038） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宇来留左の沢（Ⅱ－31－0810） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	--

- 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
宇隆支北1の沢（Ⅲ－31－084）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
宇隆右1の沢（Ⅲ－31－087）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
オバツス7の沢（Ⅲ－31－094）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
オバツス8の沢（Ⅲ－31－095）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
宇来留川右2の沢（Ⅲ－31－097）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真吉野2（Ⅰ－3－12－1652）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字吉野、字桜丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真吉野1（Ⅱ－3－15－1188）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字吉野、字桜丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真桜丘3（Ⅱ－3－13－1186）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字桜丘、字朝日（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真朝日（Ⅱ－3－14－1187）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字朝日、字桜丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宇来留左 2 の沢 (Ⅱ - 31 - 0800) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真宇隆 3 (Ⅱ - 3 - 23 - 1196) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真宇隆 4 (Ⅲ - 3 - 11 - 489) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陸別陸別 5 (Ⅱ - 8 - 89 - 2412) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別、字陸別原野分線 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	墓地の沢川 (Ⅰ - 84 - 0270) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別、字陸別原野基線 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陸別陸別 1 (Ⅰ - 8 - 46 - 2692) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別原野分線、字陸別 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陸別陸別 2 (Ⅰ - 8 - 47 - 2693) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別、字陸別原野分線 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陸別陸別 3 (Ⅰ - 8 - 48 - 2694) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別、字陸別原野基線、字陸別本通三丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陸別陸別 4 (Ⅰ - 8 - 49 - 2695) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別、字陸別原野分線、字陸別本通二丁目 (次の図のとおり)
---	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陸別上陸別（Ⅱ－８－59－2066） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陸別陸別6（Ⅱ－８－60－2067） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別、字陸別原野分線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陸別陸別7（Ⅱ－８－61－2068） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別、字陸別原野基線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陸別恩根内（Ⅱ－８－62－2069） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡陸別町字上利別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陸別上登良別（Ⅱ－８－90－2413） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡陸別町字上利別原野基線、字トラリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陸別陸別8（Ⅲ－８－53－879） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 足寄郡陸別町字陸別、字陸別原野基線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第193号 石狩湾新港地域公共下水道の一部の供用及び下水の処理の開始に当たり、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。 なお、関係図書は、北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和3年3月12日 北海道知事 鈴木直道 <table border="0"> <tr> <td>1 供用及び下水の処理を開始する年月日</td><td>令和3年3月12日</td></tr> <tr> <td>2 下水を排除し、及び処理する区域</td><td>小樽市銭函4丁目、銭函5丁目の各一部及び 石狩市新港西3丁目、新港中央1丁目、新港中央3丁目、新港南2丁目、新港東2丁目の各一部</td></tr> <tr> <td>3 供用を開始する排水施設の位置</td><td>別図のとおり（「別図」は、省略する。）</td></tr> <tr> <td>4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別</td><td>分流式</td></tr> </table>	1 供用及び下水の処理を開始する年月日	令和3年3月12日	2 下水を排除し、及び処理する区域	小樽市銭函4丁目、銭函5丁目の各一部及び 石狩市新港西3丁目、新港中央1丁目、新港中央3丁目、新港南2丁目、新港東2丁目の各一部	3 供用を開始する排水施設の位置	別図のとおり（「別図」は、省略する。）	4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別	分流式
1 供用及び下水の処理を開始する年月日	令和3年3月12日								
2 下水を排除し、及び処理する区域	小樽市銭函4丁目、銭函5丁目の各一部及び 石狩市新港西3丁目、新港中央1丁目、新港中央3丁目、新港南2丁目、新港東2丁目の各一部								
3 供用を開始する排水施設の位置	別図のとおり（「別図」は、省略する。）								
4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別	分流式								

5 終 末 処 理 場 の 位 置 及 び 名 称 石狩市新港中央3丁目 石狩湾浄化センター		(7) 98,901円	
総合振興局告示及び振興局告示			
北海道胆振総合振興局告示第39号			
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。			
令和3年3月12日		北海道胆振総合振興局長 花 岡 祐 志	
1 落札に係る物品等の名称及び数量			
(1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借	一式（1月当たりの単価）	1台分	
(2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借	一式（1月当たりの単価）	1台分	
(3) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借	一式（1月当たりの単価）	2台分	
(4) 入札番号4 乗用自動車の賃貸借	一式（1月当たりの単価）	1台分	
(5) 入札番号5 貨物兼乗用自動車の賃貸借	一式（1月当たりの単価）	1台分	
(6) 入札番号6 乗用自動車の賃貸借	一式（1月当たりの単価）	1台分	
(7) 入札番号7 乗用自動車の賃貸借	一式（1月当たりの単価）	3台分	
2 落札を決定した日			
令和3年2月25日			
3 落札者の氏名及び住所			
(1) 1の(1)			
ア 氏 名 札幌レンタリース株式会社			
イ 住 所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番5号			
(2) 1の(2)及び(5)から(7)まで			
ア 氏 名 北海道自動車リース株式会社			
イ 住 所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号			
(3) 1の(3)及び(4)			
ア 氏 名 トヨタカローラ苫小牧株式会社			
イ 住 所 苫小牧市柳町4丁目6番32号			
4 落札金額			
(1) 38,940円			
(2) 35,585円			
(3) 56,540円			
(4) 28,380円			
(5) 33,077円			
(6) 35,376円			
		5 契約の相手方を決定した手続	
		一般競争入札	
		6 一般競争入札の公告	
		令和3年1月29日付け北海道胆振総合振興局告示第4号	
		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称		北海道胆振総合振興局総務課	
(2) 所在地		室蘭市海岸町1丁目4番1号	
北海道オホーツク総合振興局告示第60号			
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。			
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。			
令和3年3月12日		北海道オホーツク総合振興局長 橋 本 智 史	
1 入札に付する事項			
(1) 調達をする物品等の名称及び数量			
ア 自動車の交換（入札番号1）			
貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）			
イ 自動車の交換（入札番号2）			
貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）			
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。			
(3) 納 入 期 日 令和3年7月30日（金）			
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。			
2 入札に参加する者に必要な資格			
次のいずれにも該当すること。			
(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。			
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。			
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。			
(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。			
(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備			

されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年3月12日（金）から同年4月12日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎4階1号会議室
（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

- (2) 入札日時 令和3年4月22日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月21日（水）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 乗用自動車の交換 2台分

- (2) 予定時期 令和3年5月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ（http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsu_annai.htm）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

- (3) 電話番号 0152-41-0608

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Exchange of Car No. 1 1 set

b Exchange of Car No. 2 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 22, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than April 21, 2021)

C Contact : Administrative Division Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan

Phone : 0152-41-0608

北海道オホーツク総合振興局告示第62号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月12日

北海道オホーツク総合振興局長 橋 本 智 史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 家畜運搬車トラック 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 令和4年3月30日(水)
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年3月12日(金)から同年4月9日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎4階1号会議室

(送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係)

- (2) 入札日時 令和3年4月22日(木)午後2時30分(送付による場合は、同月21日(水)午後5時までに必着)

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ(<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

- (3) 電話番号 0152-41-0608

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Self-Propelled Truck 1

B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., April 22, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 21, 2021)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General

Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan Phone : 0152-41-0608		イ 電力量料金（昼間） 20.90円 ウ 電力量料金（夜間） 14.30円 (3) 高圧電力Ⅲ型（時間帯別） ア 基本料金 1,705.00円 イ 基本料金（予備線） 77.00円 ウ 電力量料金（昼間） 15.40円 エ 電力量料金（夜間） 14.30円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年12月18日付け北海道企業局告示第20号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道企業局総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	
道 企 業 局 告 示		道 立 病 院 局 告 示	
北海道企業局告示第3号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年3月12日 北海道公営企業管理者 佐々木 誠 也		北海道道立病院局告示第14号 令和3年北海道道立病院局告示第3号（特定調達契約に係る資格に関する公示）及び第4号（特定調達契約に係る入札の公告）は、廃止する。 令和3年3月12日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛	
1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 北海道企業局指定庁舎等で使用する電力（高圧電力） (1) 高圧電力Ⅰ型（一般） ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,092kW イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 262,400kWh (2) 高圧電力Ⅰ型（時間帯別） ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 300kW イ 電力量料金（昼間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 41,100kWh ウ 電力量料金（夜間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 55,200kWh (3) 高圧電力Ⅲ型（時間帯別） ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 3,936kW イ 基本料金（予備線）（契約電力1kW当たりの単価） 3,936kW ウ 電力量料金（昼間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 789,300kWh エ 電力量料金（夜間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 891,800kWh		道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
2 落札を決定した日 令和3年2月3日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社 (2) 住 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 4 落札金額 (1) 高圧電力Ⅰ型（一般） ア 基本料金 1,100.00円 イ 電力量料金 17.60円 (2) 高圧電力Ⅰ型（時間帯別） ア 基本料金 1,100.00円		北海道教育庁後志教育局告示第23号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和3年3月12日 北海道教育庁後志教育局長 中 澤 美 明 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物	

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和3年3月12日に一般競争入札の公告を行う後志管内道立学校で使用する電力の需給契約

(2) 資 格 後志管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50キロワット以上の電力契約実績があること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和3年3月15日（月）から同年4月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujoyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

(3) 電 話 番 号 0136-23-1979

北海道教育庁後志教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月12日

北海道教育庁後志教育局長 中 澤 美 明

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

後志管内道立学校で使用する電力

ア 契約電力（1kW当たりの単価） 14校15カ所 合計1,228kW

イ 使用電力量（1kWh当たりの単価） 14校15カ所 合計3,032,964kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道教育庁後志教育局告示第23号に規定する後志管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和3年4月23日（金）午前10時（送付による場合は、同日午前9時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
- 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
- 全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額）が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
- 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 そ の 他
- 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- 入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織
- ア 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- イ 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- ウ 電 話 番 号 0136-23-1979
- 10 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Shiribeshi Prefectural School
- a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,228 kW
- b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,032,964 kWh
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 23, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 9 : 00 A.M., April 23, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁渡島教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月12日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 3台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 令和3年5月10日から令和8年5月8日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和3年3月12日（金）から同月22日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原 4 丁目 6 番16号 渡島合同庁舎 4 階402号会議室 (送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室) (2) 入 札 日 時 令和 3 年 3 月25日 (木) 午後 2 時 (送付による場合は、同月 24日 (水) 午後 5 時までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ (http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky) においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)のウ及び 3 の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原 4 丁目 6 番16号 (3) 電 話 番 号 0138-47-9029 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 3	sets B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 25, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 24, 2021) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan Phone : 0138-47-9029 北海道教育庁釧路教育局告示第22号 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 5 第 1 項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) の適用を受ける。 令和 3 年 3 月12日 北海道教育庁釧路教育局長 川 端 雄 一 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和 3 年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 2 条第 3 号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和 3 年 3 月12日に一般競争入札の公告を行う釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約 (2) 資 格 釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格 (以下「資格」という。) (3) 物 品 等 の 種 類 電力 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の 1 の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であること。 (2) 資格審査の申請をする日の直前 1 年間に、高圧 (6,000ボルト以上) 電力で、1 件の契約電力が50キロワット以上の電力契約実績があること。 (3) 資格審査の申請をする日の直前 2 年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) 第34条第 4 項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例
--	--

平成16年北海道告示第477号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和3年3月12日（金）から同年4月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（最終日のみ午後3時まで）の間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
(3) 電話番号 0154-43-9274

北海道教育庁釧路教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月12日

北海道教育庁釧路教育局長 川 端 雄 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

釧路管内道立学校で使用する電力

ア 契約電力（1kW当たりの単価） 13校 合計1,047kW

イ 使用電力量（1kWh当たりの単価） 13校 合計2,411,082kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道教育庁釧路教育局告示第22号に規定する釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和3年4月23日（金）午後2時（送付による場合は、同月22日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織 <table><tr><td>ア 名 称</td><td>北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室</td></tr><tr><td>イ 所 在 地</td><td>郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号</td></tr><tr><td>ウ 電 話 番 号</td><td>0154-43-9274</td></tr></table> 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Kushiro Prefectural School a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,047 kW b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,411,082 kWh B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., April 23, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 22, 2021) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan Phone : 0154-43-9274	ア 名 称	北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室	イ 所 在 地	郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号	ウ 電 話 番 号	0154-43-9274	3 落札者の氏名及び住所 (1) 北海道立近代美術館で使用する電力 <table><tr><td>ア 氏 名</td><td>北海道電力株式会社</td></tr><tr><td>イ 住 所</td><td>札幌市中央区大通東1丁目2番地</td></tr></table> (2) 北海道立三岸好太郎美術館で使用する電力 <table><tr><td>ア 氏 名</td><td>エフビットコミュニケーションズ株式会社</td></tr><tr><td>イ 住 所</td><td>京都市南区東九条室町23番地</td></tr></table> 4 落札金額 (1) 北海道立近代美術館で使用する電力 <table><tr><td>ア 基本料金</td><td>1,168.95円</td></tr><tr><td>イ 電力量料金（平日）</td><td>16.28円</td></tr><tr><td>ウ 電力量料金（休日）</td><td>15.25円</td></tr></table> (2) 北海道立三岸好太郎美術館で使用する電力 <table><tr><td>ア 基本料金</td><td>1,458.60円</td></tr><tr><td>イ 電力量料金（平日）</td><td>16.28円</td></tr><tr><td>ウ 電力量料金（休日）</td><td>15.25円</td></tr></table> 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年1月15日付け北海道立近代美術館告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 <table><tr><td>(1) 名 称</td><td>北海道立近代美術館総務企画部総務企画課</td></tr><tr><td>(2) 所在地</td><td>札幌市中央区北1条西17丁目</td></tr></table>	ア 氏 名	北海道電力株式会社	イ 住 所	札幌市中央区大通東1丁目2番地	ア 氏 名	エフビットコミュニケーションズ株式会社	イ 住 所	京都市南区東九条室町23番地	ア 基本料金	1,168.95円	イ 電力量料金（平日）	16.28円	ウ 電力量料金（休日）	15.25円	ア 基本料金	1,458.60円	イ 電力量料金（平日）	16.28円	ウ 電力量料金（休日）	15.25円	(1) 名 称	北海道立近代美術館総務企画部総務企画課	(2) 所在地	札幌市中央区北1条西17丁目
ア 名 称	北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室																														
イ 所 在 地	郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号																														
ウ 電 話 番 号	0154-43-9274																														
ア 氏 名	北海道電力株式会社																														
イ 住 所	札幌市中央区大通東1丁目2番地																														
ア 氏 名	エフビットコミュニケーションズ株式会社																														
イ 住 所	京都市南区東九条室町23番地																														
ア 基本料金	1,168.95円																														
イ 電力量料金（平日）	16.28円																														
ウ 電力量料金（休日）	15.25円																														
ア 基本料金	1,458.60円																														
イ 電力量料金（平日）	16.28円																														
ウ 電力量料金（休日）	15.25円																														
(1) 名 称	北海道立近代美術館総務企画部総務企画課																														
(2) 所在地	札幌市中央区北1条西17丁目																														
道 立 近 代 美 術 館 告 示																															
北海道立近代美術館告示第14号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年3月12日 北海道立近代美術館長 立 川 宏 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 北海道立近代美術館で使用する電力 <table><tr><td>ア 契約電力</td><td>（1kW当たりの単価）</td><td>370kW</td></tr><tr><td>イ 使用電力量（平日）</td><td>（1kWh当たりの単価）</td><td>826,900kWh</td></tr><tr><td>ウ 使用電力量（休日）</td><td>（1kWh当たりの単価）</td><td>436,800kWh</td></tr></table> (2) 北海道立三岸好太郎美術館で使用する電力 <table><tr><td>ア 契約電力</td><td>（1kW当たりの単価）</td><td>40kW</td></tr><tr><td>イ 使用電力量（平日）</td><td>（1kWh当たりの単価）</td><td>131,100kWh</td></tr><tr><td>ウ 使用電力量（休日）</td><td>（1kWh当たりの単価）</td><td>69,900kWh</td></tr></table> 2 落札を決定した日 令和3年2月26日		ア 契約電力	（1kW当たりの単価）	370kW	イ 使用電力量（平日）	（1kWh当たりの単価）	826,900kWh	ウ 使用電力量（休日）	（1kWh当たりの単価）	436,800kWh	ア 契約電力	（1kW当たりの単価）	40kW	イ 使用電力量（平日）	（1kWh当たりの単価）	131,100kWh	ウ 使用電力量（休日）	（1kWh当たりの単価）	69,900kWh												
ア 契約電力	（1kW当たりの単価）	370kW																													
イ 使用電力量（平日）	（1kWh当たりの単価）	826,900kWh																													
ウ 使用電力量（休日）	（1kWh当たりの単価）	436,800kWh																													
ア 契約電力	（1kW当たりの単価）	40kW																													
イ 使用電力量（平日）	（1kWh当たりの単価）	131,100kWh																													
ウ 使用電力量（休日）	（1kWh当たりの単価）	69,900kWh																													
道 警 察 本 部 告 示																															
北海道警察本部告示第159号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和3年3月12日 北海道警察本部長 小 島 裕 史 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 デジタル解析図化システムの賃貸借 一式（1月当たりの単価）																															

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和3年9月1日から令和8年8月31日まで
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしている機器等を供給可能であること。
- (5) 調達をする物品の保守点検が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和3年3月12日（金）から同年4月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
 （送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2

- 条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 令和3年4月23日（金）午後1時45分（送付による場合は、同月22日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2253
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Digital Photogrammetric Analyze Measurement System : 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 45 P.M., April 23, 2021
 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 22, 2021)
- C Contact : Finance Division General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
 Phone : 011-251-0110 Extension 2253

北海道警察本部告示第160号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月12日

北海道警察本部長 小 島 裕 史

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (2) 調達台数及び調達予定数量 31台及び1月当たり 537,000枚

2 落札を決定した日

令和3年2月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社三好商会
- (2) 住 所 札幌市中央区大通西18丁目1

4 落札金額

- (1) 基本料金 0円
- (2) 複写料金 1.3円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年1月12日付け北海道警察本部告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-